



## 2018年7月1日以降の技術移転契約に 関わる届出・監査、そして、移転価格税 制の規定遵守

国会は、2017年6月19日、技術移転に関する法律07/2017/QH14が国会を通過しました。この新しい法律は2018年7月1日から施行されて、従来の技術移転法80/2006/QH11が廃止されます。今回は、この新しい技術移転法に関する概要、そして、技術移転に関わる法令順守のための資料整備についてご案内申し上げます。

### 1. 移転対象となる技術

移転対象となる技術は、以下の1つまたは複数が対象となります。

- a) 技術的ノウハウ、工業的ノウハウ。
- b) 技術的計画・工程。解決策、パラメーター、図面、技術的設計図。公式、コンピュータソフトウェア、データ情報。
- c) 製造合理化・技術革新の解決策。
- d) 上記a、bおよびcに規定される対象のいずれかを伴った機械・設備。

## 2. 技術移転契約

この法律によれば、技術移転契約は、文書にて作成するか、または、民法の規定に基づいて文書による取引として見なされるその他形態にて作成する必要があります。契約書は、各当事者による署名、押印(該当する場合)をして、契約書および付属文書の各々のページに対して署名、割印(該当する場合)をする必要があります。

契約には以下の内容が必要です。

- a) 移転される技術の名称。
- b) 移転対象となる技術、技術により製造される製品、製品の基準・品質。
- c) 所有権の譲渡、技術使用权の移転。
- d) 技術移転の方法。
- e) 各当事者の権利および義務。
- f) 対価、決済方法。

技術移転の対価は各当事者の合意による。以下に該当する場合、技術移転の対価は、監査を受け、かつ、税法および価格法の規定に基づき実施する必要があります。

- 当事者の1つまたは複数が国家資本を受けている場合。
- 親子会社間の場合。
- 税法の規定に基づく関連者の関係がある場合。

この規定を見る限り、ベトナム当局は、税収喪失を引き起こす可能性がある移転価格税制の対象となる親会社から子会社への技術移転など関連者間取引に該当する場合の技術移転に関心を寄せていることが分かります。弊社Grant Thornton Vietnamからは、技術移転契約の署名をする前に、技術移転の価格を慎重に検討して移転価格文書の整備をしておくことをおすすめ致します。

決済は以下の方法で実施できます。

- 現金または物品による一回または複数回での支払い。
- 法律の規定に基づく技術価値の投資プロジェクト資本または企業資本への振り替え。

- 正味販売価格に対するパーセンテージ [%] での支払い。
- 純売上に対するパーセンテージでの支払い。
- 税前利益に対するパーセンテージ [%] での支払い。
- 両当事者が合意するその他決済方法。

契約の期間、効力発生日。

- g) 技術移転契約の効力発生日は、両当事者の合意によります。契約の効力発生日について特別の合意が無い場合、効力発生日は締結日になります。

規定による届出対象となる技術移転契約の場合には、技術移転届出証明書の発行日から効力が発生します。期限延長、修正、補足の契約をした場合、技術移転契約の期限延長、修正または補足の届出証明書発行日から効力を生じます。

- h) 契約において使用する概念、術後(該当する場合)。
- i) 技術移転の計画・進展計画、技術移転の実施場所
- j) 移転対象となる技術の保証責任。
- k) 契約違反の罰則。
- l) 契約違反による責任。
- m) 紛争解決機関。
- n) 両当事者が合意するその他内容。

### 3. 技術移転の届出

以下のいずれかの場合に該当する技術移転契約は、科学技術管理管轄当局への届出が必要です。但し、技術移転の制限対象となる技術であっても技術移転許可証の発行を受けている場合は不要です。

- 外国からベトナムへの技術移転。
- ベトナムから外国への技術移転。
- 国家資本または国家予算を使用する国内の技術移転。但し、科学技術法が定める科学技術課題の実施結果届出証明書の発行を受けている場合は除きます

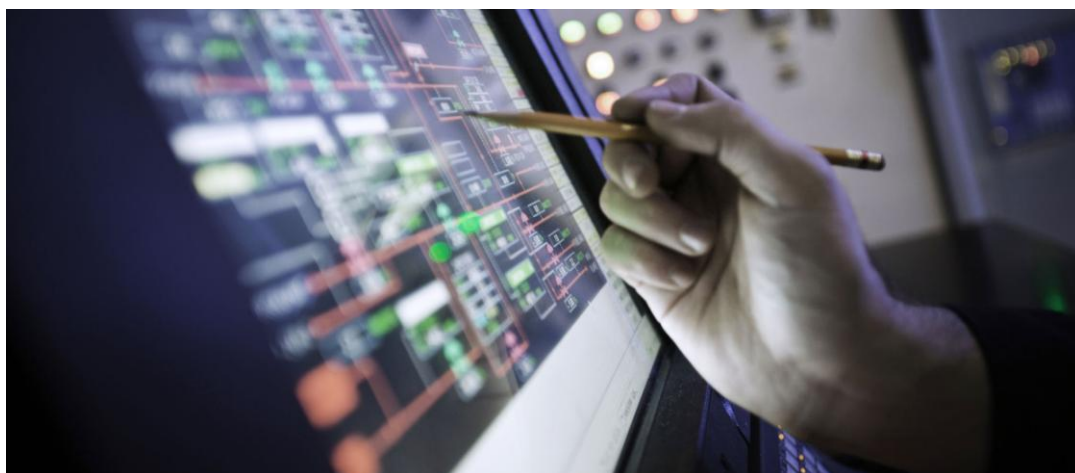
技術移転の締結文書署名日から90日以内に、技術移転の届出実施義務を負う当事者は、技術移転の届出証明書を申請するための書類を1部、科学技術管理管轄当局へ提出します。

#### 4. 2018年7月1日前から効力がある技術移転契約について

新しい技術移転法の施行日前に締結された技術移転契約は、新しい技術移転法の施行日以降に期限延長をする場合、新しい技術移転法の規定に基づく届出、期限延長の手続きを実施します。

新しい技術移転法の施行日前に受理された技術移転契約の届出申請書類がまだ処理されていない場合は、従来の技術移転法80/2006/QH11の規定を適用します。

技術移転契約の作成、移転価格税法の規定に準拠した技術移転の適正な価格算定、また、科学技術管理管轄当局への技術移転契約の届出手続きなどでご支援を要望される場合は、ご遠慮なく、弊社Grant Thornton Vietnam へお問い合わせ下さい。



# Contact Us

This newsletter is for reference purposes only. **Grant Thornton Vietnam** holds no responsibility for mistakes therein, as well as damages caused by the use of information from this newsletter without official advisory opinions from Grant Thornton Vietnam before practice.

Should you need to us information from this newsletter or support from Grant Thornton Vietnam, please contact our professional consultants.

To view more information , please visit our website  
[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)

## Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam  
T +84 24 3850 1686 F +84 24 3850 1688

### Hoang Khoi

Tax Partner

National Head of Tax

D +84 24 3850 1618

E [khoi.hoang@vn.gt.com](mailto:khoi.hoang@vn.gt.com)

### Nguyen Dinh Du

Tax Partner

D +84 24 3850 1620

E [du.nguyen@vn.gt.com](mailto:du.nguyen@vn.gt.com)

### Pham Ngoc Long

Tax Director

D +84 24 3850 1684

E [long.pham@vn.gt.com](mailto:long.pham@vn.gt.com)

### Kaoru Okata

Director – Japanese Desk

D +84 24 3850 1680

E [kaoru.okata@vn.gt.com](mailto:kaoru.okata@vn.gt.com)

## Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh, Vietnam  
T +84 28 3910 9100 F +84 28 3914 9101

### Nguyen Hung Du

Tax Partner

D +84 28 3910 9231

E [hungdu.nguyen@vn.gt.com](mailto:hungdu.nguyen@vn.gt.com)

### Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director

D +84 28 3910 9235

E [valerie.teo@vn.gt.com](mailto:valerie.teo@vn.gt.com)

### Tran Hong My

Tax Director

D +84 28 3910 9238

E [hmy.tran@vn.gt.com](mailto:hmy.tran@vn.gt.com)

### Tomohiro Norioka

Director – Japanese Desk

D +84 28 3910 9205

E [tomohiro.norioka@vn.gt.com](mailto:tomohiro.norioka@vn.gt.com)

### Tran Nguyen Mong Van

Tax Director

D +84 28 3910 9233

E [mongvan.tran@vn.gt.com](mailto:mongvan.tran@vn.gt.com)

© 2017 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.



**Grant Thornton**

An instinct for growth™

